

『見すごすな 幼い子どもの SOS』 平成22年度標語

11月は「児童虐待防止推進月間」

虐待を発見したり、疑わしいと思ったら、
身近な関係機関に相談・通告しましょう



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

子どもへの虐待とは…?

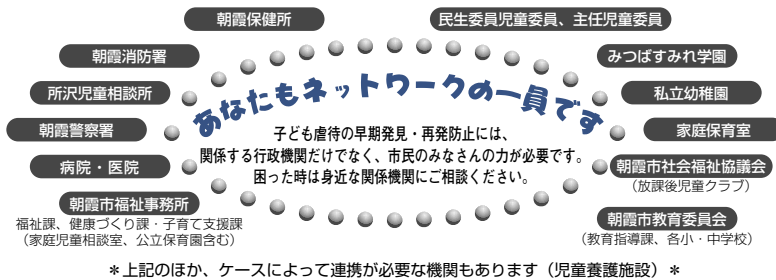
- 親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。具体的には、次の4つのタイプがあります。
- ①【身体的虐待】身体に外傷が生じるような暴力をふるうこと。殴る、ける、かみつくだ。
 - ②【性的虐待】子どもに対して性的行為を強要すること。ポルノの被写体にするなど。
 - ③【ネグレクト(養育の拒否・怠慢)】子どもの成長、発達のために必要な衣食住の世話をしないで放っておいたり、幼い子どもを家に残したまま、たびたび外出したりすること。
 - ④【心理的虐待】子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、無視したりすること。また、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス(DV)を行うこと。
- しつけ?それとも虐待?
- しつけか虐待かの見分けは、親の意図とは関係なく、子ども自身にとって有害かどうかで判断することが必要です。
- たとえば、げんこつや物を使って叩くこと、みみず腫れ、裂傷やアザができるまで力を加えることは、虐待と考えられます。

「もしかして虐待かな…?」
という疑いを1人で抱えるのは大変です。関係機関に協力を求めましょう。もし、友人・知人が虐待と思われる行為をしていたら、その人に声をかけてみることも皆さんにできる支援のひとつです。

子どもへの虐待について、児童相談所や市役所(子育て支援課)へ通告することは、児童虐待防止法第6条および児童福祉法第25条に定められます。

どうしたらいいの?

れます。



た、わたしたち1人ひとりの義務です。

もし虐待の事実がなかったとしても、相談した方が責められることはありませんし、「守秘義務」がありますので、相談についての秘密は固く守られます。

相談した後どうなるの?

児童相談所や市役所(子育て支援課)は、関係機関と連携し、できる限りの情報を集めることから始めます。

その情報から、親子の状況を判断し、関係機関の職員でチームを作り、援助を開始します。

虐待の危険度・緊急度が高いときは、児童相談所での一時保護などを行います。親権者の同意がなくても職権で保護したり、家庭裁判所の承認により施設に入所させたりすることもあります。

子育ての相談などは…

市や埼玉県には、子育ての悩みなど身近に相談できる機関があります。どんなささいなことでもかまいません。子育てのことで心配なことなどがあつたら、お気軽にご相談ください。

*休日・夜間の児童虐待通報

県では、休日・夜間専用の電話窓口を設置し、緊急性のあ

子育ての相談などは…

市や埼玉県には、子育ての

悩みなど身近に相談できる機

関があります。どんなささい

なことでもかまいません。子

育てのことで心配なことなど

があつたら、お気軽にご相談

ください。

*休日・夜間の児童虐待通報

県では、休日・夜間専用の電

話窓口を設置し、緊急性のあ

る児童虐待の通報に心じます

休日夜間児童虐待通報ダイヤ

ル/☎048-779-111

54

受付時間/月々金曜日:午後

6時15分~午前8時30分

土・日曜日、祝日、年末年

始:24時間

*児童相談所全国共通ダイヤ

ル/☎0570-064-000

問/子育て支援課 内26

42 ☎463-2834

相・談・機・関・等・一・覧

●虐待を見たり聞いたりしたら

市役所子育て支援課	☎463-2834	朝霞警察署	☎465-0110
所沢児童相談所	☎04-2992-4152	(緊急の場合は110番通報をご利用ください)	

●子育ての相談などは

保健センター(健康づくり課)	☎465-8611	家庭児童相談室	☎463-2231
さくら子育て支援センター	☎469-7065	きたはら子育て支援センター	☎476-8686
仲町子育て支援センター	☎450-7708	朝霞保健所	☎461-0468
子ども相談室(幼児~高校生教育に関すること)	☎471-8080	子育てライン(NPO法人さいたまチャイルドライン)	木曜日 午前11時~午後4時 ☎048-486-7878
子どもスマイルネット(埼玉県)	☎048-822-7007		